

[事案 27-17] 契約無効等請求

・平成 27 年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に説明不足や保険業法違反があったことを理由に、転換時に遡って解約したものと
して、慰謝料を上乗せした既払込保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月に、終身保険を契約転換して医療保険に加入したが、転換時、募集人に説明
不足や保険業法違反があったため、転換時に解約したものとして以後の既払込保険料を支払っ
てほしい。また、保険会社を信用できず契約を継続することに不安があるため、他の契約につ
いても慰謝料を上乗せして既払込保険料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 18 年 10 月の契約転換時の募集人の説明や交付資料等に問題はない。
- (2)申立人の主張は、どの職員の、いつのどのような言動に関するものかが、当社において調
査をしても判然としないため、認否・反論をすることが困難である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対し
て、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため事情聴
取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険業法違反の事実や申立人が主張するような誤信等があったとは認めら
れず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の
見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。